柔道整復師にかかるときとは

柔道整復師の施術を受ける場合には、健康保険が使えるかどうか、次のように 細かく決められています。

◆健康保険を使うことが出来るケース

外傷性※が明らかな、骨折、脱臼、打撲・捻挫(肉離れを含む)

骨折、脱臼については、応急手当として行う施術の場合を除き、医師の 同意が必要です。

また、応急手当後に行う施術についても医師の同意が必要になります。

※外傷性とは、

関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すもので、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること、とされています。

例えばこんな時

- ① 荷物運びで腰を痛めた
- ② 階段で足首を捻った
- ③ スポーツで足を骨折した など

◆健康保険を使うことができないケース

- ① 五十肩や疲労性・非外傷性の肩こり、腰痛、頸部痛および関節痛
- ② スポーツや仕事、家事労働による筋肉疲労から生じた各部位の痛み
- ③ 外傷性の打撲、捻挫が治ったあとのマッサージなど
- ④ 症状の改善がみられない、長期的な漫然とした施術
- ⑤ 数年前の骨折や捻挫などが、日常生活の疲れなどにより痛み出した場合
- ⑥ 過去の交通事故などによる頸部、腰部、関節などの痛み
- ⑦ 眼精疲労や内臓疾患に起因する肩こり、腰痛、頸部痛
- ⑧ 神経性による筋肉や関節の痛み(リウマチ、関節炎など)
- ⑨ 脳疾患後遺症などの慢性疾患
- ⑩ 医師の治療を受けながら、同時に柔道整復師の施術を受ける場合など

※以上の事例などで施術を受けた場合は、自費扱いとなります。

仕事中(業務災害)や通勤途中の事故が原因となって起きた病気やケガについては原則、健康保険を使うことが出来ませんのでご注意ください。

「受領委任払い」から「償還払い」に変更する場合の手順

①自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者

自己施術に係る療養費の請求

不支給 ※自己施術は療養費の対象外

厚生局への情報提供

不支給の手続きと並行して、他施術所受療時の償還払い変更手続きを行う

施術管理者へ → 償還払い変更通知送付

自己施術については **信還払い注意喚起通 関の省略が可能**

患者へ → 償還払い変更通知送付 療養費支給申請書送付 指導※

※償還払い変更通知の到着した月の翌月の施術分から当該通知を施術所へ提示するよう指導

当該患者が、その後に他の施術所を受療した場合の 受領委任払いの中止

②自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者

自家施術に係る療養費を繰り返し請求 ※2回以上の請求が目安 患者へ文書等により事実確認 ※施術内容、回数、施術の事実確認、負傷原因、 なぜ自家施術を受療しているのかなど

それでもなお理解が得られず…

施術管理者と患者へ 償還払い注意喚起通知の送付

引き続き自家施術をうけており、 償還払いへの変更が適当と判断した場合

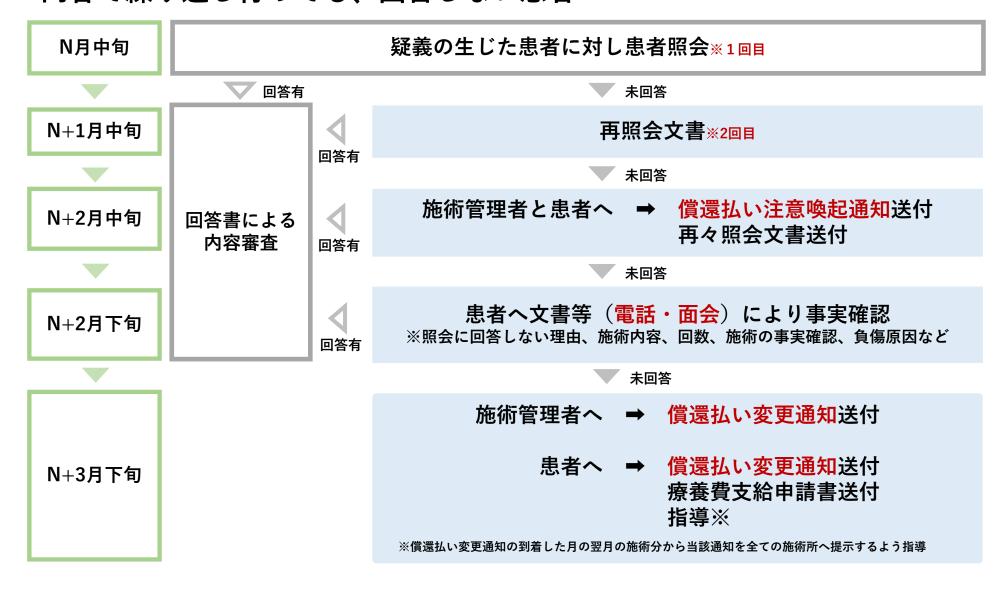
送付した月の翌月以降の療養費請求を 確認し、引き続き関連施術所等から 療養費請求が行われている 施術管理者へ → 償還払い変更通知送付

患者へ → <mark>償還払い変更通知</mark>送付 療養費支給申請書送付 指導※

※償還払い変更通知の到着した月の翌月の施術分から 当該通知を全ての施術所へ提示するよう指導

「受領委任払い」から「償還払い」に変更する場合の手順

③保険者等が、患者に対する照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会 内容で繰り返し行っても、回答しない患者



④複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

同一の患者が複数の施術所において同部位の施術をうけている療養費請求

患者へ文書等により事実確認 ※施術内容、回数、施術の事実確認、負傷原因、 なぜ重複して受療しているのかなど

それでもなお理解が得られず…

それぞれの施術管理者と患者へ 償還払い注意喚起通知の送付 引き続き複数の施術所において 同部位の施術をうけており、 償還払いへの変更が適当と判断した場合

送付した月の翌月以降の療養費請求を 確認し、引き続き関連施術所等から 療養費請求が行われている 施術管理者へ → 償還払い変更通知送付

患者へ → <mark>償還払い変更通知送付</mark> 療養費支給申請書送付 指導※

※償還払い変更通知の到着した月の翌月の施術分から 当該通知を全ての施術所へ提示するよう指導

「受領委任払い」から「償還払い」に変更する場合の手順

⑤長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者(初検日を含む月以降5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続して受けている患者)

初検日を含む月以降5ヶ月を超えて、かつ、 1月あたり10回以上の施術を 継続してうけている療養費請求 (長期・頻回施術に係る逓減措置(50/100)の対象)

> 施術管理者と患者へ 償還払い注意喚起通知の送付

送付した月の翌月以降の療養費請求を 確認し、引き続き関連施術所等から 療養費請求が行われている

患者へ文書等(<mark>電話・面会</mark>)により 事実確認

※施術内容、回数、施術の事実確認、負傷原因、 なぜ長期かつ頻回受療をしているのかなど

それでもなお理解が得られず…

引き続き長期・頻回施術に係る逓減措置 (50/100)の対象となり、 償還払いへの変更が適当と判断した場合

施術管理者へ → 償還払い変更通知送付

患者へ → <mark>償還払い変更通知送付</mark> 療養費支給申請書送付 指導※

※償還払い変更通知の到着した月の翌月の施術分から 当該通知を全ての施術所へ提示するよう指導